

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（JAEA）の契約に関する質問・回答
（資料 3 に係るもの等）

官民競争入札等監理委員会事務局から質問：平成 28 年 3 月 9 日
JAEA（文部科学省）から回答：平成 28 年 3 月 25 日
官民競争入札等監理委員会事務局から追加質問：平成 28 年 4 月 21 日
JAEA（文部科学省）から回答：平成 28 年 5 月 18 日

1. 資料 3 によると、多くの業務が一般競争入札（最低価格落札方式）に付されており、貴機構として競争に付すことが可能な業務と認識されているものと理解します。一方、契約のほとんどが 1 者又は 2 者応札／落札者が固定／極めて高い落札率となっています。
- ① このような状況の背景には、関係法人がこれまでノウハウを蓄積してきたことや、設備の特殊性、立地条件等があると思われませんが、貴機構において、調達課題解決に向けてこれまで（目安として過去 10 年間）に統一的に取り組んできた事項を御教示願います。
- ② また、今回の新聞報道等を受けて、新たに検討している改善への取組事項を御教示願います。

【回答】

①原子力機構の契約においては、原則、一般競争入札による契約とし、より競争性の高い契約方式への移行を図ってきており、以下の応札者の拡大に向けた取り組みを継続しています。

○調達情報の積極的な提供

・入札情報等のHP掲載及びメールマガジンによる調達情報の配信

○十分な公告期間の確保

・一般競争、随意契約確認公募

原則、10 日以上 → 原則、14 日以上確保

・総合評価落札方式及び企画競争

原則、10 日以上 → 原則、20 日以上確保

○適切な参加要件及び入札条件等の設定

・競争性、透明性を確保すべく過度な入札条件を禁止

○落札者決定から業務開始までの十分な準備期間を設けられるように入札時期を設定

○契約内容を分かりやすく具体的に記載した仕様書の作成

○契約審査委員会による全件審査

○契約監視委員会における実質的な競争が確保されているか等について点検を受け、結果をホームページで公表

○電子入札システムの導入

○機構の競争参加者資格に加え国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大

②今回の新聞報道や行政事業レビューPT報告書における指摘事項等を受け、以下の対応方策を検討・実施しています。

○競争性・透明性を高めるための取組

- 1)電子入札の拡大
- 2)業界団体等へ入札情報を提供し、当該団体の関係企業へ周知依頼
- 3)仕様書及び発注単位の総点検
- 4)公告期間の延長（14日⇒20日）

○予定価格設定方法の見直し

- 1)全契約について高落札率を回避すべく、予定価格設定方法を見直し
- 2)特に関係法人が応札見込みの案件については予定価格算定審査範囲を拡大

加えて、会計検査院や公正取引委員会、政府の行政事業レビューにおいて御尽力いただいた有識者に原子力機構の契約監視委員会に参画いただき、

- ① 機構の契約における取組の妥当性の分析
- ② 本年4月からの契約における取組の妥当性の検証
- ③ 追加的に必要となる方策についての検討

をいただいているところです。

【1. に係る追加質問】

- ③ 上記①の回答の中で、「契約内容を分かりやすく具体的に記載した仕様書の作成」とありますが、貴機構として各研究拠点の各業務担当者に対し、具体的にどのように周知・指導等を行っているのか御教示願います。
- ④ 上記①の回答の中で、「契約審査委員会による全件審査」とありますが、具体的にどのようなメンバーがどのような着眼点で審査を行っているか御教示願います。（既存の規定等の写しで結構です）
- ⑤ 上記②の回答の中で、「仕様書及び発注単位の総点検」とありますが、具体的にどのような取組を検討・実施しているのか御教示願います。

【回答】

③契約を請求する部署向けに、厳正な契約手続きと計画的かつ効率的な業務の推進が図られるようマニュアルを作成しており、そのマニュアル内に仕様書の作成に関し、これまで受注実績のない事業者でも競争入札に参加しやすいよう、より一層具体的な仕様書等の作成に努めるよう周知・徹底を図っています。更に、契約部門において、契約種別毎（購入契約・役務契約・製作契約など）に標準仕様書を作成し、契約部門のホームページに掲載し周知・徹底を図っています。

④契約審査委員会の構成及び審査対象は、以下のとおりです。

委員長 契約部長

委員 契約部門の職員、安全部門等の専門性を有する職員

審査対象：契約方式の妥当性等の審査、競争契約又は随意契約の適用の適否

⑤平成 28 年度の契約案件から入札条件及び仕様書の点検を実施するため入札条件等点検表を作成し、入札条件に関しては、過度な入札条件となっていないか等、仕様書に関しては、契約部門で定める標準仕様書に基づいた構成となっているか等について、契約案件ごとに点検を実施しております。

2. 回答いただいた契約の中には、研究設備の運転等、専門性が高いと思われるものも含まれていますが、いずれも一般競争入札(最低価格落札方式)で実施されています。

一方、平成 26 年 10 月 1 日付けで総務省行政管理局から「独立行政法人の随意契約に係る事務について」が示されたところですが、この通知を踏まえ、調達方法（入札方式）を見直した事項があれば御教示願います。

【回答】

総務省行政管理局からの「独立行政法人の随意契約に係る事務について」において、随意契約によることができる具体的なケースが示されたため、同ケースを参考に研究開発等に係る調達であり相手方が特定される調達の随意契約によることができる事由を見直し、機構達「随意契約における「特命クライテリア」について」を改正しました。（平成 27 年 3 月 9 日改正）

【主な改正箇所】

- ・ 研究開発に係る設備機器の更新、点検保守（維持管理）等であって、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるもの
- ・ 電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有する開発者にしかできないと認められるもの
- ・ 研究開発、実験等の成果の連続性、継続性の確保のために契約相手方が一に限定されるもの

以上により、原子炉施設主要設備等の更新、点検保守、プログラムの改良等、規制基準対応に係る継続性を要する評価等について特命契約を可能としました。

【2. に係る追加質問】

資料 3 として提出いただいた契約案件については、上記見直しによっても引き続き一般競争入札が適当であると判断されたものであると承知いたしました。

上記見直しを行わなければ、資料 3 として提出されていたもの（資料 3 の「特命随契を除く」以外の条件に該当するもの）がおよそどの程度あるのか御教示願います。

【回答】

提示済みの案件以外の案件はありません。

機構の契約においては、原則、一般競争入札により実施しており、特命クライテリアの改正を実施しましたが、役務の提供について一般競争から随意契約に移行した案件はありません。

3. 今回の契約状況では、関係法人による受注が目立ちます。1者応札や数少ない関係法人間による2者応札ですと、現行受託者において業務履行中に契約解除等の事由が発生した場合、組織全体として見た場合に業務を継続できなくなり、研究等に支障が出るのではないのでしょうか。

関係法人以外で受注可能な事業者を確保するという観点から、平成27年度に行った関連業界団体や関係法人以外の事業者への周知の取組があれば、その内容を御教示願います。

※ 取組例（前述1. ①の質問にも関連）

- ・ 業務実施可能な事業者の調査
- ・ 業務実施可能と見込まれる事業者への個別の声かけ
- ・ 支障がない範囲内での事業内容の情報開示（現行事業者以外の者が事業内容や規模等を把握しやすい環境を整えることで、新たな競争参加を促す）

【回答】

原子力機構の施設に年間常駐して設備の維持管理などを行う業務は、技能・資格・経験等の専門性が求められる契約が多く、また、原子力機構の近隣地域に従事者が定住する必要があります。そのことから応札者が特定少数になる傾向になると考えています。

このような状況にあるものの、応札者を拡大する観点から、上記1. ①の取り組みを継続するとともに、更なる競争性を高めるため業界団体などを通じて入札公告の情報を関係企業へ周知してもらうことに取り組む予定です。

【3. に係る追加質問】

平成27年度については、上記で例示したような取組は1. ①を除き特段なされなかったということで承知いたしました。

今後は、1. ②の回答の中にもありましたように「業界団体等へ入札情報を提供し、当該団体の関係企業へ周知依頼」に取り組まれる予定とのことですが、どのような業界団体等に周知依頼することを想定されているのか、業務区分毎の団体名を御教示願います。

【回答】

核物質防護に係る警備業務の公募公告を業界団体を通じて加盟企業へ周知依頼を行いました（H28年2月）。また、茨城県内の中小企業団体のホームページに機構入札情報の掲載を依頼しています。

4. 落札率が100%又は99%台の案件が数多く見受けられます。過年度の契約金額が開示されていたり、予定価格の積算に当たり事業者への見積りに依らざるを得ないケースもあつたりすることが要因かと思われませんが、100%の案件が多いことに違和感を覚えます。

見積徴集する場合の貴機構内の共通ルール（最低何者以上に依頼するのか、その事業者の選定方法、予定価格への反映方法）を御教示願います。

【回答】

高落札率の要因としては、事業の透明性確保のため、機構ホームページで前年度の契約額を公表しており、施設の維持管理などの毎年実施している事業は、毎年度同様の業務内容となる傾向にあり、予定価格が類推されやすいと考えています。

一般競争入札において見積書を徴収する場合については、入札公告後にすべての応札希望者から参考見積書を徴収し、その中で最安値の参考見積書を比較の対象としています。

【4. に係る追加質問】

- ① 上記回答の確認ですが、例えば労務単価については、参考となる市場価格が毎年度改訂されているかと思えます。それらも参考に入札公告までに貴機構が積算した予定価格であっても、その後に応札希望者から徴収した参考見積書の方が安価であれば、それを反映して予定価格を積算し直しているという理解でよろしいでしょうか。
- ② 1. ②の回答の中で、「全契約について高落札率を回避すべく、予定価格設定方法を見直し」とありますが、具体的にどのように見直すことを検討されているのか御教示願います。

【回答】

① 予定価格の策定においては、機構基準に基づき積算した価格と、参考見積書の価格や過去の契約実績額等と比較し、安価な価格を予定価格としております。

② 予定価格の設定方法については、外部有識者等で構成される契約監視委員会において、審議されているところです。

5. 今回の契約状況は契約金額が一定規模以上であり、継続性のあるものが対象ですが、契約監視委員会で取り上げられた案件は4件にとどまっています。その4件について、審議結果を踏まえて具体的に改善した事項があれば御教示願います。

【回答】

契約監視委員会（第18回、第23回、第32回、第33回）にて審査いただいた案件について、競争性が確保されているか等の点検を受け、指摘事項はありませんが、引き続き応札者拡大に向けた取り組みを継続することとされました。

【5. に係る追加質問】

貴機構のウェブサイトを拝見すると、契約監視委員会は平成21年12月に設置、平成26年度においては4回開催され、計60件の契約案件を審議されています。

開催回数と審議件数からして、各仕様書の記載内容にまではチェックが及んでいないという理解でよろしいでしょうか。

【回答】

契約監視委員会において、仕様書の内容等も含め契約案件の点検を受けており、コメントを反映して仕様書の記載を見直した案件もあります。

資格要件や技術要件の仕様書等における記載の見直しを行った実例

(1) デジタル交換機保守契約

① 契約監視委員会コメント

従事者に必要な資格が適切とは言い切れないと見受けられる。

「同種設備点検経験が3年以上あること。」としているが、実際の経験年数を要件するのではなく、当該点検業務を実施できることを証明することで足りるのではないか。

② コメントに対して講じた措置

従事者に必要な資格について平成26年度の仕様書において見直を実施した。

【仕様書（抜粋）】

(1) 機器の保守については平日、休日、夜間を問わず故障受付体制及び連絡体制がとられていることを、受注者の具備すべき条件とする。

(2) 工事担当者(A-1第一種または、A1-DD総合種)資格もしくは、同種設備点検経験が3年以上であること。⇒ 削除

(2) 平成24年度 核燃料物質の運搬等に係る業務請負

① 契約監視委員会コメント

技術要件(応募要件)が適切とは言い切れないと見受けられる。

「(2)作業開始までに保安規定、電離放射線作業で必要とする就業前教育(保安教育、作業規定等)、各種品質証システムに係わる教育を実施又は受講し、必要な力量を提示できること。」の応募条件が過重である。

②コメントに対して講じた措置

平成25年度の契約において、技術要件(応募要件)の見直しを実施した。

【公募要件】

(1)核燃料物質の取扱い及び運搬について、豊富な経験を有すること。

(2)作業開始までに保安規定、電離放射線作業で必要とする就業前教育(保安教育、作業規定等)、各種品質保証システムに係わる教育を実施又は受講し、必要な力量を提示できること。⇒ 削除

(3)年間を通じて、安定的に施設の安全を担保するうえで、適切な人員配置が可能なこと。

(4)核不拡散上又は核物質防護上の機微情報を厳重に管理する能力を有すること。

6. 入札資料等を提出いただいた 12 契約のうち、「核燃料サイクル工学研究所施設清掃業務請負契約」は指名競争入札（その後、不落による随契）により実施されています。下記のとおり、核不拡散の理由によるものと思われますが、仕様書を拝見すると、他の案件の仕様書と比べても、情報管理や各種規則の遵守に関して特段厳密に記載されている訳でも無いですし、管理区域内の清掃作業は全体の 1 割程度と思われます。

また、技術要件を設定しているとはいえ、管理区域内に入って各種作業を行う運転管理・保守等の業務の多くは一般競争入札（最低価格落札方式）により実施されています。

以下に、「不特定多数の業者を対象に競争性の拡大を実施した場合に、清掃作業員の情報管理如何によっては、核物質防護上の機微情報漏えいの恐れにも繋がる。」とありますが、本業務においてこのような懸念を払拭する手段は、2 者による指名競争入札しかないとお考えでしょうか。

【平成 24 年度に提出いただいた資料から抜粋】

本業務は、構内一般施設のみならず、再処理施設、核燃料物質使用施設等に立ち入っての床等の清掃作業を実施するものであり、核物質防護上重要な箇所へも出入りすることとなる。このことから、不特定多数の業者を対象に競争性の拡大を実施した場合に、清掃作業員の情報管理如何によっては、核物質防護上の機微情報漏えいの恐れにも繋がる。

また、本作業は放射線管理区域内作業も含まれるため、放射線安全に関する知識はもとより施設の放射線環境及び管理区域内作業に習熟していること、さらにセンターの保安規定等の諸規則、基準等を遵守し、安全に十分留意しながら作業を実施することが必要となる。

受託者及び応札者は、これまで長年にわたり当該作業を実施し、必要な保安体制を有していることはもちろんのこと、施設に関する機微情報の管理、核物質防護上の秘密保持を確実に実施してきているとともに、放射線管理区域内作業に必要な保安体制を有していることから、当該 2 者の指名競争入札を実施したものである。

【回答】

管理区域内において各種作業を行う運転管理・保守等の業務を一般競争入札で行うものは、核物質防護上の機微情報を取扱わない案件となります。

平成 24 年度提出資料の説明とも重複しますが、本業務は構内一般施設のみならず再処理施設及び核燃料物質使用施設等に立ち入って床等の清掃作業を実施するものであり、当該作業実施にあたっては、これら施設の詳細配置図等、核物質防護上の機微情報を必要に応じて開示し、貸与する必要があります。

また、作業の実施にあたっては、これら核物質防護上重要な施設に立ち入るため、作業従事者には、当該施設に定常的に立ち入るための出入許可証を支給（貸与）し、機構職員の立合いなしで清掃が必要な箇所へ出入りすることを許可しております。

仮に不特定多数の業者を対象に競争を実施し、原子力サイトでの清掃実績がなく、作業員の情報管理及び行動管理を厳格に行うことができない業者が落札した場合においては、核物質防護上の機微情報の漏洩につながる可能性も否定できず、常に当該施設の妨害・破壊行為等の脅威にさらされることとなります。従って、これまで茨城地区において、施設に関する

機微情報の管理及び核物質防護上の秘密保持を堅実に実施してきており、尚且つ原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所及び大洗研究開発センターの清掃作業においても良好な成績を上げている当該2者の指名競争としました。

以上のことから、本業務請負契約においては当該2者による指名競争入札が、核物質防護上の懸念を払拭できる唯一の手段であると考えております。

なお、当該業務のうち、管理区域内作業が占める割合につきましては、核物質防護上秘密保持の徹底に加え、放射線安全に関する知識はもとより施設の放射線環境及び管理区域内作業に習熟していること、研究所の保安規定等の諸規則等を遵守することが必須であることから、その割合の大小によって求める仕様が軽減できる性格のものではありません。

7. 貴機構において、当事務局が入札関係資料を確認した 12 件を含め、市場化テストの導入を前向きに検討いただける業務がありましたら、お示し願います。

【回答】

お尋ねいただいた件につきまして、以下の通り回答いたします。

- ・原子力機構図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務請負契約（本部）
（選定理由）

本事業は、所蔵資料の受入、整理目録作成及び提供等に関する業務を行うものであり、比較的専門性もなく、市場化テストに求められるサービスの質の向上においても定量的に評価できると考えられます。

- ・平成 27 年度個人被ばく管理に係る業務請負契約（本部）
（選定理由）

本事業は、職員、外来業者等を含む研究所の管理区域立入者（放射線業務従事者及び一時立入者）の外部被ばく線量及び内部被ばく線量の測定等の個人被ばく管理に係る業務であり、市場化テストに求められるサービスの質の向上においても定量的に評価できると考えます。

- ・管財業務請負契約（本部）
（選定理由）

本事業は、当機構が運用する「共通消耗品システム」を利用した発注管理、資器材の保管管理及び運搬業務を行うものであり、比較的専門性もなく、市場化テストに求められるサービスの質の向上においても定量的に評価できると考えられます。

以 上